

総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

あなたの声を
お寄せください

10月19日～25日は

「行政相談週間」です



行政相談委員
(総務大臣委嘱)
嶋田 敏さん

総務省行政相談センター
まぐみみ和歌山

行政相談委員は、住民のみならず、まにとつて身近な相談相手として、国の行政機関などの業務に関する苦情やご意見・ご要望をお聞きして、公平・中立な立場からその解決や実現を促進する役目です。

ご相談は、口頭、電話、手紙、インターネット等でも可能です。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。

土地の取引には 届出が必要です

国土利用計画法による

土地取引の届出制度

国土利用計画法により、土地の売買などの取引をしたときは、買主は契約締結後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を書いた土地売買等届出書を、役場に提出しなければなりません。

日高町では、1万平方メートル以上の土地の取引について届出が必要です。1筆の面積が1万平方メートル以上の取引はもちろんのこと、1筆の面積が1万平方メートル満たなくても、複数の筆の面積を合算すると1万平方メートル以上のひとまとまりの土地になる場合や、以前にこの届出を行った土地に隣接して新たに土地を買いたす場合などでも届出が必要になります。

なお、この届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがありますのでご注意ください。

土地売買等届出書用の用紙は、総務政策課に備え付けています。

10月7日(水) Jアラート試験放送

10月7日(水)に、Jアラートによる緊急情報伝達の試験放送を行います。

町内一円に設置している防災行政無線施設から、次の内容が放送されます。

【内容】

(上りチャイム音)

「これは、Jアラートの

テストです」

(3回)

「こちらは防災日高町です」

(下りチャイム音)

【日時】10月7日(水)

午前11時00分頃



上下水道課 お知らせ



お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。

下水道への接続は お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願いします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

10月1日は 浄化槽の日

下水道(集落排水処理施設)と同じく、家庭で使用した水を綺麗にしてくれる浄化槽ですが、水環境を保全するためには、維持管理が必要です。浄化槽法という法律で「保守点検」「清掃」「水質検査」が義務付けられています。適正な浄化槽のご利用をお願いします。



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

10月10日は 目の愛護デー

「目は暮らしに寄り添っているものだから。お悩みがあればどうぞ早めにご相談ください。私たち眼科専門医はあなたの目の味方です」

目の病気も早期発見、早期治療が重要です。「目の愛護デー」を機会に目の大切さについて考えてみませんか？

また、視覚障害に悩む人が角膜移植を受けて視力が回復できるように「愛と健康の贈りもの」として死後の献眼登録をお願いします。

献眼登録について詳しくは、公益財団法人わかやま移植医療推進協会(☎073・424・7130)まで。

10月は臓器移植 普及推進月間

「いのちへの優しさと思いやり」臓器移植は、みなさまから善意の臓器提供があつて成り立つものです。



あなたの意思で助かるいのちがあります。意思表示カードにご自身の意思を表示して携帯することをお願いします。

意思表示カードは健康推進課、保健所等に備えています。詳しくは、県庁薬務課(☎073・441・2663)まで。

介護保険の施設サービス を利用した場合の 費用について

介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院)に入所及び短期入所生活介護(ショートステイ)を利用する場合、施設サービス費の自己負担分(1割または3割)に加えて居住費、食費、日常生活費を支払

います。

居住費、食費の支払いについて、所得(収入)が低い方には、所得(収入)に応じて自己負担額が軽減されます。

※軽減を受ける場合は必ず町役場への申請手続きが必要となります。

申請手続きの際には、介護保険証、印鑑、施設サービスを受ける方及び配偶者の預貯金通帳等の写しをご持参ください。

平成28年8月から制度改正により非課税年金(遺族年金、障害年金)も収入として算定します。

※左記の場合は対象外になりますのでご注意ください。

○対象者本人が住民税課税者の場合

○同一世帯に住み税課税者がいる場合

○世帯分離しているが配偶者が住民税課税の場合

○預貯金等が単身で1千万円超、夫婦で2千万円超の場合など

詳しくは健康推進課(☎63・3801)やケアマネジャーにご相談ください。